

米メディア競争環境の変化と大規模なメディア合併・買収 —1980年代の規制緩和政策, 96年電気通信法, 地上放送デジタル化のインパクト—

金山 勉ⁱ

本稿は、米国のメディア競争環境の変化が米国で展開される大規模なメディア合併・買収とどのようにかわってきたのかについて、コミュニケーション政策、コミュニケーション技術、社会との関係性を軸に考察するものである。1980年代に入って、レーガン政権の規制緩和政策は、米国メディア産業にも大きな影響を与えるようになり、競争原理主義を基軸とする大規模なメディア資本の集中状況がみられるようになった。その中で、メディア産業に対して与えたデジタル技術のインパクトは大きく、また1980年代から続く規制緩和の流れを引き継ぐ形で、62年ぶりに全面的改正がなされた1996年電気通信法は、メディア産業界に新たなメディア合併・買収のインセンティブを与えるようになった。放送、ケーブル、衛星、通信など既存のメディア産業分野だけで展開された垂直統合型の企業間における合併・買収は、1996年電気通信法を境に放送と通信分野の垣根を越えた水平統合型のさらなる大規模合併・買収へと向かっている。米国の80年代規制緩和、96年電気通信法、地上テレビ放送のデジタル化が与えたインパクトを軸にメディアの合併・買収にかかわる状況変化にかかわる知見を提示する。

キーワード：米国、メディア、デジタル化、通信、放送、統合・合併、規制緩和、連邦通信委員会、1996年電気通信法

はじめに

米国のメディア環境を象徴的にあらわすものとして、メディア資本の集中・統合がある。米国のメディア市場は、日本と同様に、地上波放送を基幹として発展してきたが、これにケーブルテレビ、衛星放送、そしてインターネット・メディアが加わって、メディアとしての構造を大きく変化させてきている。

20世紀に入ってからの米国における放送の転換点は、1912年4月14日、大西洋のニューファウンドラ

ンド島沖で流水と衝突し、1500名の人命が奪われたタイタニック号沈没事故にまで遡ることが出来る。

当時、海難事故の備えとして、米連邦議会は、1910年6月24日に1910年無線船舶法（the Wireless Ship Act of 1910）を可決し、これは翌1911年7月1日に施行された。これについては、50名以上の乗員を乗せて、200マイル以上の航行をする船舶は、100マイルの距離まで信号を届けることが可能な無線設備を搭載することが義務付けられていた（Campbell et al. 2006）。

1910年無線船舶法は、海上における航海中の人命を守ることを目的とした緊急無線通信に限ってのものであったが、これは米国における初の通信法であり、

i 立命館大学産業社会学部教授

米社会にラジオ放送 (broadcasting) が登場する10年前のことだった。タイタニック号事故は、1910年無線船舶法に改めて脚光をあてることとなり、米連邦議会は、急速な勢いで増え続けていたアマチュア無線の混信問題を解決するため、商務省 (Department of Commerce) の管轄下で、無線免許を取得することを求める1912年通信法 (the Radio Act of 1912) を1912年8月13日に成立させたが、これは米国初の包括的な電波にかかわる法律だった (Kahn 1973)。

1920年、米国初のラジオ放送局となる KDKA がペンシルバニア州ピッツバーグで開局した。その際、米大統領選に立候補したハーディング (Warren G. Harding) 大統領候補 (共和党) とコックス (James M. Cox) 大統領候補 (民主党) との戦いで、ハーディングが勝利したことを伝えている。

1923年までに、576のラジオ局が放送免許を取得しており、人びとはラジオ放送の受信装置の購入をこぞって望むようになり、さらに多くのラジオ放送局が、全米各地で免許を取得するようになった。この時、監督官庁だった商務省フーバー (Herbert Clark Hoover) 長官は、1912年通信法の下で、重要な課題解決の取り組みとなっていた電波混信について果敢に取り組んだことでも知られている (Kahn 1973)。

その後、1927年2月23日、クーリッジ (John Calvin Coolidge, Jr.) 大統領が署名して発効した1927年無線法 (the Radio Act of 1927) の下、5名の委員からなる連邦無線委員会が、米国の一般的な無線関連行政をはじめ、ラジオ放送を含む無線事業者に対し、免許の交付・更新にかかわる可否を決定する裁定にかかわったり、無線通信にかかわる規則の制定という準立法権を担ったりするようになった。その後、1927年無線法を土台とする1934年通信法 (the Communication Act of 1934) が制定された (Kahn 1973)。

これ以降、1934年通信法は1996年2月8日にクリントン (William Jefferson Clinton) 大統領が署名して成立した1996年電気通信法 (Telecommunication

Act of 1996) まで62年間にわたり、米国の放送・通信にかかわる基本的な枠組みを維持する基盤となった。

1996年電気通信法は、1934年通信法の枠組みを大きく発展させて、競争原理と市場からの積極的な投資を呼び込むことを目指しており、これにより米国の経済、社会、各家庭、そして米国民主義をさらに強めることが期待されていた。署名にあたってクリントン大統領は、1996年通信法は歴史的な法律とした上で、その大前提として、市場の独占状況から消費者が保護されること、さらに将来に向けた規制緩和のロードマップをしっかりと示してゆくことについて決意を表明している (Peters and Wooley 1996)。

米国にとって大きく発展・変革をとげる放送・通信環境に適合させるものとの一般的な評価がある1996年電気通信法は、ゴア (Albert Arnold Gore, Jr.) 副大統領が米連邦議会下院・上院議員時代から20年にわたり取り組んできた成果としてまとめあげた「全米情報基盤」整備にかかわる、いわゆる「情報スーパーハイウェイ構想」とも連動していた。1996年電気通信法が与えた大きな影響は、規制緩和が加速することにより、放送・通信分野を超えて、メディア資本の集中統合、つまり巨大メディア合併を加速させたことにあるだろう。

これまでのメディア合併・買収については、例えば、電話を中心とする通信分野での企業合併・買収、また放送分野におけるそれが中心となっていた。1996年電気通信法は、放送と通信の垣根を越えた、さらなる合併・買収が発生する素地を与えることになった。放送との関連で考えれば、米三大ネットワーク (ABC = American Broadcasting Company, NBC = National Broadcasting Company, そして CBS = Columbia Broadcasting System の三局) の市場支配力低下、台頭するケーブルテレビ産業動向に対して、新たな規制の枠組みを構築する必要性に迫られたものでもあった (浅井 1997)。

本論文では、米国の情報メディア産業において、

基幹的な地位を占めてきた地上波テレビ放送分野を軸に、ケーブル、衛星、通信分野とも関連させながら、メディア業界の合併・買収の変遷を概観してゆく。その際、1980年代、および1996年電気通信法が施行される前後の状況にも触れる。加えて1996年電気通信法の施行がメディア市場に与えたインパクトに注目し、1980年代のアナログ放送時代から2009年6月12日に完了した地上デジタルテレビ放送移行にかかわった独立行政委員会である Federal Communications Commission = FCC が、メディア所有規制との関係で、どのような政策の柱を打ち出し、メディア産業界にどのような合併・買収が発生したかについても言及する。その上で、1996年電気通信法成立から20年が経過し、米国社会に実現されたワイヤレス・ブロードバンドを中心とするようになったメディア環境状況の中で、メディア企業の合併・買収状況にどのような変化が特徴的にみられたかについての知見も示したい。

1. 1996年電気通信法以前のメディア合併・買収

1996年電気通信法がもたらした、新たなメディア合併・買収環境は、放送業界にかかわるものであれば、テレビ放送、ラジオ放送、ケーブルテレビ放送、衛星放送など、また通信業界にかかわるものであれば、地域通信会社や長距離通信会社などを射程に入っていた。1996年電気通信法の前においても、放送および通信のそれぞれの産業分野で異業種大資本の参入による大型合併も成立していた。

1996年電気通信法より前の1980年代は、世界的にみても、すでに規制緩和の時代に入っていた。米国では共和党のレーガン（Ronald Wilson Regan）大統領の下、市場に競争原理を導入する政策が打ち出され、これが大規模なメディア企業の合併・買収の第一幕を開けたとみられる。この時代にみられる合併・買収の特徴は、「垂直統合型」だったことである。つまり、メディア・コンテンツの製作から販売、流通にいたるまでを、すべて同一の巨大メディア企

業内に収めようとする経営手法であり、Croteau and Hoynes (2001) は、この傾向が1990年代半ばまで続いたとしている。

1990年代の例をあげると、1995年にエンターテインメント企業のディズニーがネットワーク局の一角である ABC (American Broadcasting Company) を190億ドルで買収、また同年、総合メディア企業のタイム・ワーナーが24時間のケーブルニュース局 CNN (Cable News Network) を傘下に収めるターナー・ブロードキャスティングを75億ドルで買収している (Campbell et al. 2006)。特に、1995年の合併・買収事例は、1996年電気通信法が規制緩和を盛り込んだものとなっていることを見越して踏み切られたとの見方もある。

1996年以前のメディアの合併・買収にかかわる事例では、規模が100億ドルを超えるレベルでは、1989年、タイム社がワーナー・コミュニケーションズ社と合併した際、141億ドル規模に達した以外みられない (Croteau and Hoynes 2001)。その他は、1985年にネットワーク局の ABC が Capital Cities に買収された際の規模で35億ドル、またネットワーク局の NBC がゼネラル・エレクトリック社に買収された規模でも63億ドルだった (Barnouw 1990)。

1996年電気通信法が予見的に示したのは、放送、ケーブル、電信電話、データ通信という個別の分野に閉じていたメディア経済基盤を横断的にとらえることにより、より大きなメディア資本の集中を許す余地があるというメッセージであり、メディア産業界に投資する関係者に大きな動機付けを与えたと考えられる。例えば、総合的なメディア・エンターテインメント企業とインターネット事業者間での大型合併・買収案件なども促進することとなり、メディア間の合併は、1990年代半ばまでの「垂直統合型」を超えて、メディアの業種を横断してさらに高度化して総合的なメディア企業体形成に向かう、いわゆる「水平統合」へと形態を変化させていったとみられる。

2. 1990年代のメディア環境変化とデジタル化 社会への移行

Pool (1990) は、コミュニケーション技術の進化発展が、社会を変革させてゆくとしており、その際、デジタル技術が大きな役割を果たすと指摘している。Pool (1990) が示した知見は、コミュニケーション技術が世界を変えて行く可能性があることを、婉曲な形で示した「ソフトな技術決定論者 (soft technological determinist)」からのものだった。また Pool は、宇宙を周回する衛星を放送・通信事業に有効に活用することを視野に入れてもいた。

例えば、1989年11月9日、東西冷戦の象徴だったベルリンの壁が崩壊することとなったが、このような状況を刻々伝えた放送の取り組みは、衛星を活用したニュース・コンテンツの伝送を実現したものであり、コミュニケーション技術が、世界の地球市民を結ぶネットワークとして機能することを技術的に示している (NHK 放送技術研究所 2010)。

1980年代から1990年代にかけての米国社会は、日本が先行して開発した衛星放送 BS アナログ・ハイビジョンを横目にみながら、次世代テレビ諮問委員会 (the Advisory Committee on Advanced Television Service = ACATS) を中心に次世代テレビの開発を目指していた。

その一番の中心となったのが地上デジタルテレビ (digital television = DTV) 放送であり、米国のテレビ放送における新たな技術基盤と位置づけられ、新たな経済競争原理を持ち込むものとして期待された。地上デジタルテレビ (DTV) の開発にあたっては、ACATS を牽引した米連邦通信委員会 FCC の元委員長だったワイリー (Richard E. Wiley) 氏が中心となり、新たな放送ビジネスモデルと新たなデジタル放送番組を伝送する技術の検討を行なった (ACPIODB 1999)。

ACATSでは、日本が1960年代から開発し、試験放送にこぎつけた MUSE (Multiple Sub-Nyquist

Encoding) ハイビジョンを米国の次世代テレビ規格として視野に入れ、米国が目指す次世代テレビの候補として検討したが、米国が独自に開発した DTV の台頭により、実現には至らなかった。

村上 (2012) は、日本の MUSE ハイビジョン開発に際し、中心的な役割を果たした元 NHK 技術担当理事の大場吉延氏に対するインタビューのまとめの中で、ハイビジョン開発においては、世界の先頭を走っていたものの、米国に先行されたことから考えれば、技術全般の動向をしっかりと踏まえ、文化的、社会的な環境やその変化に留意することが必要だとしている。

次世代テレビを象徴する地上デジタルテレビ (DTV) の開発に向け、通信・放送をめぐる将来的なビジョンを示す中心となったのは、マサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institute of Technology = MIT) だった。MIT Media Laboratory を創設した Negroponte (1995) は、0 と 1 に象徴されるビットを中心に展開されるデジタル技術が、世界のメディア環境を劇的に変えると指摘している。例えば、デジタル技術により、放送事業者は、デジタルデータの圧縮技術と誤差補正により、より効率的で、高品質な放送を実現できるとしている。その上で、ライブ視聴が中心となるスポーツ中継や選挙開速報などを除けば、テレビ番組は同時視聴でみるものではなく、テレビはむしろ、本や新聞のように、任意にアクセスできるメディアになるとの未来予想を描いてみせた。

メディアと社会のインターアクションを先導するマサチューセッツ工科大学を研究の拠点とする Pool と Negroponte が提起した、コミュニケーションと技術がもたらすメディア社会変化への知見は、21世紀に入りさらに具体的なものとなっていく。他方、このようなメディア環境変化の中で、企業を駆り立てたのは、デジタル技術がもたらすメディア組織の効率運営により、より多くの利益をあげること、さらに大規模なメディア統合・合併により組織面で効率化を達成することでもあった。

米国メディア産業において基幹的な役割を果たしてきた地上波テレビ放送は、アナログ放送からデジタル放送へ移行することで、大きな社会変革をもたらすことが期待された。放送市場に、よりオープンな市場競争原理を持ち込んだと考えてよいだろう。他方、地上テレビ放送局に対して一方的な設備投資を求め、またテレビ視聴者に対してはアナログテレビ受像機からデジタルテレビ受像機への買い替えを求める、いわゆるアナログテレビ放送からデジタル放送への移行を求めるきっかけをもたらしたのも1996年電気通信法だった。

3. 1996年電気通信法が促進する競争政策

1934年通信法以来、62年ぶりに基本的な枠組みを改正した1996年電気通信法が基本としたのは、「競争政策」である。米国において、テレコミュニケーション（電気通信）とは、電信電話、放送、ケーブル、データ通信の分野を包括的に視野に入れている。

岡野（1997）は、1996年電気通信法が、電気通信、放送、CATV、番組内容などにもおよぶ領域を射程に入れているとし、これが通信、ケーブル、放送分野の各事業者の経営戦略や地域通信分野の競争を変革させるとしている。

また、カトウ（1997）は、1990年代に入ってデジタル技術が高度化し、これまで巨大な市場を形成していた通信企業AT&Tを頂点とする「音声」をイメージさせる電話産業は、テキスト、データ、映像までを幅広く射程に入れた、まったく新しい「マルチメディア」という概念を軸に転換されてゆくことになり、これまで電気通信の周縁に置かれていたコンピュータを射程に入れたマルチメディアの取り組みを、法的に促進することをねらったのが、1996電気通信法だったとも指摘している。

浅井（1997）は、特に放送サービスにおいて、規制緩和の側面と放送の高度化サービスの2側面を視野に入れることが重要だとしている。まず、メディアの複数局所有規制、各メディア間の相互所有規制

の緩和と免許期間の延長である。二つ目は、地上デジタルテレビ（DTV）に象徴されるデジタル方式の放送サービスとなる高度テレビジョン・サービスへの対応に関する規定を設けたことだった。

1996年電気通信法は、急速に変化する米国および世界のメディア環境に対し、米国内に新たな経済的刺激を与えようとした、いわゆる積極的な国家的公共政策の色合いを帯びたものだったと言えるだろう。

競争政策を導入することにより、これまでテレビ放送、ラジオ放送、ケーブルテレビ放送、衛星放送、そして電話やデータによる通信などの各ビジネス分野において、独自に各領域内での合併・買収を促進するだけでなく、分野横断的なメディア相互所有も射程に入れるなど、メディア産業界全体に強いインセンティブを与えることを目指したと考えられる。

このような競争時代に対応するため、メディア産業界のリーダーたちは、より強固なビジネス基盤を確立するため、ますます重要性を増すコンテンツ供給チャンネルを確保することを模索するなど、さまざまな思惑がメディア産業界内で交錯するようになった。その結果として、みられるようになったのが、それぞれのメディアの分野を超えた異業種間でのメディア合併・買収だったと言えるだろう。

(1) 1996年電気通信法に組み込まれた地上波デジタルテレビ（DTV）放送の取り組みと放送事業者の葛藤

米国放送分野において、マス・メディアとしての地上波テレビ放送が占めた、基幹メディアとしての役割は大きかった。他方1996年電気通信法は、放送以上に巨大な市場規模を誇るAT&Tやその他の電信・電話にかかわる通信事業との連携・融合も視野に入れ、自由競争の原理を導入するという立場に立っていた。

通信法施行から2年後、金山（1998）は、米国オハイオ州の首都コロンバスでローカルテレビ局WSYX-TVに対して行なったフィールド調査からの

知見を示している。

金山（1998）によれば、地上デジタルテレビ（DTV）放送移行への取り組みは、メディア企業体の規模を大きくして経営効率をあげてゆくことを促すが、同時に規模の小さいテレビ局またはテレビ局を所有する放送企業は、経営的な困難に直面することが予想され、大きなメディア資本に呑み込まれて姿を消す可能性もあるとし、他方、デジタル放送によってデータ通信サービス等の非放送用サービスに参入する可能性も生まれるとしている。後者の指摘は、放送が主導的に通信分野へかかわりはじめたことを示すものである。

1980年代から本格的に取り組まれ始めた次世代テレビの開発ともあいまって、地上テレビ放送のデジタル化が生み出す、新たな形態の放送サービスの提供が、テレビ放送事業者内部から検討され、放送事業者自身がイノベーションを引き起こそうとする時代が到来したとも考えられる。

1996年電気通信法との関連では、市場に競争原理を導入するとの観点から、特にメディア所有規制についても新たな枠組みが示されることとなった。メディア所有規制見直しに関する判断は、1996年電気通信法の第202条（h）に記されている。それによれば、米連邦通信委員会 FCC は、「隔年に、第202条に基づき採択した規則及びあらゆる所有規則を審査しなければならない」としている。なお、第202条（h）の所有規則審査は、後に4年ごと（quadrennial review）へと変更された。

放送に関して過去からの所有規制の変遷をたどると、ラジオ放送では、1940年代に1事業者がFM局とAM局をそれぞれ7局まで所有することが許された。1985年には、これが緩和されそれぞれ12局まで、1992年にはそれぞれ18局まで、1994年にはそれぞれ20局に引き上げられ、1996年電気通信法で所有の上限が取り払われている。テレビ局についてみると、1940年代の所有限度は1事業者3局までで、これが

1953年に5局まで、1984年には全米テレビ視聴率世帯カバーの25パーセントを越えない範囲で12局まで所有できることになった。そして1996年電気通信法では、全米の視聴世帯カバー率が35パーセントに引き上げられ、テレビ局の所有局数には制限がなくなった（金山 2003-a）。

2002年の隔年所有規制審査にかかわる重要なポイントは、地域性（ローカリズム）、情報の多様性、競争の3点であった（佐々木 2014）。

2003年6月2日、米連邦通信委員会 FCC は、さらなるメディア所有規制の緩和にかかわる採決を行った。ブッシュ（George Walker Bush）大統領を頂点とする共和党政権において、大統領の指名で就任した FCC のパウエル（Michael Powell）委員長を含む委員5人が、メディア所有規制について、さらなる規制緩和に踏み込むかどうかを判断するための機会だった。その際、全米のテレビ視聴世帯カバー率の上限を35パーセントから45パーセントへさらに引き上げる見直し案が検討された。採決では、5人の FCC 委員の内3人の共和党系委員が賛成、民主党系2人が反対となり、さらなるメディア規制の緩和へと向かうかにみられた（金山 2003-a）。

これに対し、連邦議会上院で影響力を持つスティーブンス（Ted Stevens、アラスカ州選出）共和党上院議員が、35パーセントに戻すよう法案を提出、結果的にはホワイトハウスと議会の間で調整・交渉が発生し、39パーセントで決着している（Ahrens 2003）。

前述した全国レベルでの放送局所有にかかわる所有規則以外にも、マス・メディア間の相互所有規制（cross-ownership rules）として、テレビおよびラジオ放送局と他の既存メディアともかかわる相互所有規制がある。それらは、放送ネットワークとケーブルの間、ローカル放送局とラジオ放送局の間、ローカル放送局と新聞社の間などで、1事業者が、双方の所有を制限するものである。

1996年以降の特徴として指摘できるのは、このようなテレビ・ラジオなど、マス・メディア産業に特化した、または閉じられたメディア所有規制のレベ

ルではなく、エンターテインメントを中心とする総合メディア企業とテレビ局間の合併・買収、ケーブルテレビ事業などを傘下に置く総合メディア企業とインターネット産業として新たに台頭し、急成長をとげた企業などとの間で、前例をみないほど大規模な合併・買収が発生したことである。

米連邦通信委員会 FCC は、放送メディアの規制を準立法として提案するだけでなく、市場の独占状態にかかわる司法省や連邦取引委員会、時には裁判所の判断も必要とする事例を、時々抱えることとなった。ますますメガ・メディア化してゆくメディア大企業が、多様な言論や多様な選択を担保することに果たして貢献できるのか、いわゆる「公共の利益」(public interest) に資するかどうかについて米連邦通信委員会 FCC をはじめとする関連機関の判断が大きくかわる時代にあって、メディア研究の視点から、大規模合併・買収に対する批判的なまなざしも強くなっていった。

4. メディアの合併・買収にかかわる批判的なまなざし

メディアの大型合併・買収にかかわる懸念は、主にメディア言論の多様性確保という観点から取り上げられてきた。表現の自由とコミュニケーションの諸問題については、アクセス権(The Right to Access)の立場から、メディアを開かれたものにするためにも、思想の自由市場を実現することが大切との指摘がなされている。

Barron (1973=1978) は、1960年代半ば、米国社会がマス・コミュニケーション全盛の時代を迎えた中であって、米国の法が思想に関する公衆のアクセスを認めていないことと関連して、以下のような表現でマスコミの力の強大さを表現している。

マス・コミュニケーションの時代においては、孤立した話し手やひとりぼっちの書き手の言葉は、どんなにはなやかであり、また創造性に富んでいよう

とも、世論の巨大なエンジン、すなわちラジオ、テレビ、新聞を通じて広められるのでなければ、ほとんど影響を持たないのである(Barron 1973=1978: 5)。

バロンの考えに共鳴するように、1980年代から、Bagdikian (1992) が、大手メディア企業の集中・独占状況を批判的な目でとらえ、2000年代に入ってもその知見を提示し続けている。Bagdikian (1992) は、大手メディア企業に連なるロビイストたちが、立法と規制にかかわる決定について人知れず影響力を与えることを懸念している。

結果として覚悟しておかなければならないのは、企業の利益を維持させ、日々の事業をたやすくするものが、最終的には米国内で報道されるニュースやエンターテインメントの質や多様性に影響を与えてしまうということである(Bagdikian 1992: 250)。

また、1990年代から2000年代以降は、Chomsky (1997) や McChesney (1997) らが中心となって、大企業優先のメディア構造を根本的に変えることの必要性を引き続き主張している。

5. 1996年から2002年までのメディア合併・買収を取り巻く環境

米メディア業界は、2000年代に入って大きな変革を促されることとなった。その一番の契機となったのが、1996年電気通信法の規制緩和ムードが生み出した産業界内の空気、インターネットの急速な浸透とメディア所有規制の緩和、そしてインターネット関連企業が吸引した巨額の市場投資マネーである。

この期間にみられたメディア合併・買収には、2000年、ケーブルテレビチャンネルの MTV を擁する Viacom 社がかつての親会社であった米ネットワークテレビ局の CBS を398億ドルで買収完了したもの、さらに2001年には大手インターネットサービス会社 AOL (America Online Inc.) がタイム・ワーナ

ーを1620億ドルで買収したものなどがある (Sutel 2000)。これとは別に、2002年、ケーブルテレビ事業者のコムキャスト社 (Comcast) が大手通信会社 AT&T 傘下のケーブル事業会社である AT&T Broadband を720億ドルで買収した事例がある (Comcast 2001)。

(1) 1996年電気通信法の規制緩和効果とラジオ業界の活況

ラジオ業界の状況は、1996年電気通信法にともなう規制緩和政策で大きく変化した。ラジオ局の所有制限が大幅に緩和され、その結果、ラジオ局の売上が活発になった。

特に、ラジオ局の全国レベルでの所有局数の制限が廃止されている。1996年電気通信法以前、メディアの多様化の進展とラジオ産業の財政困難という理由から、段階的に引き上げられてきたこのような規制が一気に取り払われたことになる。これにより潤沢なメディア資本を蓄えた企業は、より多くの局を所有する経営戦略に踏み出し、これにより利益率上昇、効率経営という二つの命題を達成することを目指した。

1997年から2000年までの広告収入は、10パーセントを超える好調な伸びをみせた。1997年の130億8000万ドルをベースとしてラジオ業界の全体収入を年次進行でみると、1998年は150億4000万ドル (前年比11.9%増)、1999年は170億7000万ドル (前年比14.6%増)、2000年は190億8000万ドル (前年比12.1%増) となり、米国経済の減速と同時多発テロ事件の影響で急激な落ち込みとなった2001年まで、ラジオ業界は活況を呈していた (金山 2002-a)。

1996年電気通信法の影響は、大幅なラジオ放送局数の減少として顕著にみられた。2002年3月までにラジオ業界内で成立した売買件数は、1万件を超え、総額1000億ドルに達した。言論の多様性という観点からみれば、大幅なラジオ局所有者の減少を意味しており、この点において後退したとの評価もされる。結果として1100のメディア所有者 (企業) がより大

きなメディア資本に飲み込まれ吸収されていった。合併・買収による存続会社は、(1) メディア・コンテンツと (2) メディア・チャンネルの両方を支配する力を手に入れるだけに、メディアの公共性と多様性の議論にさらに注目が集まる状況となった (金山 2002-b)。

1996年電気通信法の規制緩和環境をフルに活用したのは、テキサス州サンアントニオに本社を置くクリアチャンネル (Clear Channel Communications, 現 iHeartMedia) だった。1996年法による規制緩和までは、AM ラジオ局20、FM ラジオ局20、テレビ局20までのメディア総枠所有規制があったが、これが取り払われたことで積極的なラジオ局買収戦略が展開されるようになった。

2000年10月時点では、クリアチャンネル社のラジオ局所有数は、36から1096局へと急増し、業界トップとなった。年間総収入にかかわるラジオ業界の勢力図は様変わりし、首位がクリアチャンネル社の30億7150万ドル、第2位はインフィニティー (Infinity Broadcasting) で17億7540万ドル、続く第3位のABC ラジオ社は3億4050万ドルとなった。米連邦議会ではこの事態を受け、2002年6月に業界寡占化の弊害解消法案が提出されている。法案には、(1) ラジオ局の合併・買収により1社が全米ラジオ聴取シェアの60パーセントに達する場合、差別的な行がないかを調査すること、そして (2) ローカルラジオ局の所有規制の上限引き上げを禁止することなどが盛り込まれた (金山 2002-a)。

(2) ネット企業の急成長とネットバブルの崩壊

2002年、1600億ドル規模の超巨大合併を成功させ、世界一の巨大メディア・エンターテインメント企業として君臨していた AOL・タイム・ワーナー社は、2002年第1四半期の損失が、540億ドルに達した。これに対し、ピットマン (Robert Warren Pittman) 最高業務責任者 (COO) 辞任が取締役会で決定された。インターネット・メディアの中心として急速な成長をみせてきたメディア界「ニュー・エコノミー」企

業の凋落だった（金山 2002-c）。

ネットバブルの渦中、新しく立ち上げられたインターネット関連メディアの事業展開は、将来に向けた「確信」に基盤を置くものとはなっていなかった。

例えば、米三大ネットワークテレビ局の一角である NBC と提携して 2000 年シドニーオリンピックのオンライン・コンテンツを扱うまでになったベンチャー・スポーツサイトの Quokka Sports 社は、ネットバブルから生じる多大な投資資金を吸い上げて事業を拡大した。ネット、動画、音声を組み合わせたサイト作りによって、一般の大手テレビメディアとは違うインターネット・メディア独自のメディア展開を打ち出したが、ネットバブル崩壊により、閉鎖へと追い込まれている（金山・金山 2003）。

1990 年代末からインターネットビジネスへの投資熱を受けて、いわゆる「ドット・コム」バブルが発生し、新興のネット企業が隆盛をみせていたが、ネット関連株価の高騰とともに大量の投資資金を呼び込んだ市場が、2001 年、一転して大幅な株価下落による低迷状態に陥った。

このネットバブルの崩壊により、バブル期に最も注目を集め、伝統的な巨大メディア企業タイム・ワーナーを買収したアメリカ・オンライン（AOL）の創業者であり、当時、AOL・タイム・ワーナーの会長となったケース（Steve Case）氏の 2003 年 5 月辞任が発表された（金山 2003-b）。

20 世紀末から 21 世紀にかけインターネット業界の巨星となった AOL・タイム・ワーナー合併の立役者は、インターネットバブルの中心にあって伝統的な巨大メディアのタイム・ワーナーを吸収し、メディアのあり方を模索した矢先、バブル崩壊で表舞台から去ることとなった。ケース氏は 1985 年のインターネット企業 AOL 創業以来、ネット時代の第一幕を 18 年支えたことになる。

まとめ

1996 年電気通信法制定以後の米社会は、予想どおり、より大規模なメディア資本の合併・買収現象を

呼び起こすこととなった。ネットバブルの崩壊は、新興のインターネット・メディア関連企業の急成長に対し、守勢一方だった既存のメディア産業界に、改めて将来に向けた取り組みを考えさせる機会ともなった。

2003 年 6 月、米連邦通信委員会 FCC のパウエル委員長の下、委員会がメディア所有規制にかかわって、放送業界のさらなる規制緩和について採決したタイミングは、ネットバブル期の中、デジタル放送への移行を含め、さまざまな対応を迫られた既存メディアの放送事業者にとって、地道で、前向きな対応を考える契機になったとみられる。

他方、放送と通信の境界を取り払い、それぞれの領域が融合することを目指し、大きく変化するメディア環境に適合する環境整備を目指そうとした 1996 年電気通信法が周辺のメディア関連産業に与えた影響も大きかったと想像される。「情報スーパーハイウェイ」構想が、まさにその象徴的なものだったと考えられる。

未開の地に新たな地平を切り開くイメージは、1990 年代前半から後半にかけ政権を担ったクリントン民主党政権下で打ち出され、多くのネット投資を集めることとなったが、2000 年にブッシュ共和党政権へ交替して以降、インターネットバブルの崩壊を呼び込む結果となった。その後、既存の大手マス・メディア企業から湧き上がってきたメディア市場を底堅いものにしたいとする思いに、まるで応えるようなタイミングで、FCC は、2003 年、さらなる規制緩和政策を打ち出したのである。

6. 2003 年から 2009 年の水平型メディア統合傾向と合併・買収環境を減速させた放送デジタル化

2000 年代に入り、メディア業界では、1996 年電気通信法の中で示された次世代テレビへの移行、いわゆる地上デジタルテレビ（DTV）放送への移行がマス・メディア放送事業者のみならず、メディア産業界全体にとっての関心事になっていった。1953 年に

定められたアナログテレビ放送のための NTSC (National Television Standard Committee) 方式を、デジタル放送方式に転換してゆくことは、米国社会が取り組む一大公共事業であり、1996年電気通信法の第336条で法的な措置としてその第一歩が示されてもいる。

デジタルテレビへの移行について米連邦通信委員会 FCC が全米の放送事業者に対して具体的に示した、地上デジタルテレビ放送移行にかかわる工程スケジュール概要は以下のとおりである (金山 2002-d)。

- ① 全米上位の10大市場にある4大ネットワーク系列局は1999年5月1日までにデジタル放送を開始すること
- ② 全米30位までの市場にあるネットワーク系列局は1999年11月1日までにデジタル放送を開始すること
- ③ 残りすべての商業放送局は2002年5月1日までにデジタル放送を開始すること
- ④ 公共放送局は、すべて2003年5月までにデジタル放送を開始すること

地上デジタルテレビ放送への移行は、まず (1) デジタル放送電波を送信する全放送局が伝送設備をデジタル化すること、そして (2) デジタル放送電波を受信する全米の各テレビ視聴家庭がデジタル放送の視聴環境を整えることの二つが果たされて初めて、米国のデジタルテレビへの移行が完了したことになる。

これと関連して、1997年、連邦議会は、デジタル完了の期限を2006年12月31日としたが、先に示した二つの工程をこの時までには、すべて完了することが求められたのである。地上テレビ放送のデジタル化移行に向けた一番の課題は、家庭のテレビ受像機の買い替え、または放送受信のためのデジタルチューナーの接続だが、ブッシュ大統領は、2006年2月8日、アナログ放送を2009年2月17日で停止する法案

に署名し、この中で15億ドルにのぼる連邦補助金プランを盛り込んだ (金山 2006)。

米地上デジタルテレビ放送の完了時期は、ブッシュ大統領からオバマ (Barack Hussein Obama II) 大統領へと政権交代する中、最終的に2009年6月12日となった。

米国の地上デジタル放送への移行は、通信事業分野の活性化にも資する取り組みだった。地上デジタルテレビ放送への移行は、それまで米国の地上テレビ放送事業者に割り当てられていた6メガヘルツの周波数に加え、デジタル放送を展開するための周波数として別に6メガヘルツを無償で割り当てていた。デジタル放送への移行が完了次第、放送事業者は、テレビ放送1チャンネル分の6メガヘルツの周波数を返還することとなっており、返還された電波は、競売にかけられ、米財政赤字削減にあてられることになっていた (金山 2006)。

急速に成長する携帯電話や携帯端末市場は、新しい顧客獲得に加え、新サービス創出に利用する電波を望んでおり、放送デジタル化への移行は、政府のイニシアチブの下での新たな競売市場をひらくことになったとも理解できる。

地上テレビ放送のデジタル化は、(1) テレビ放送の高度化、(2) 割当周波数の整理整頓、そして (3) 放送事業者から返還された電波の競売という、一連の流れを想定して取り組まれた。米連邦通信委員会 FCC が2003年にさらなる規制緩和を示して以降、2009年の地上デジタル放送への移行が完了するまでの間、メディア産業界では、メディア事業の高度化をめぐる取り組みなどはみられたが、大規模な合併・買収についてはデジタル化が完了するのを待機しているかのような状態が続いた。

7. 2009年地上テレビ放送デジタル化完了後のメディア合併・買収

Negroponete (1995) が予想したとおり、テレビは、任意にアクセスできるメディアへと変化していった。

また、テレビは地上波放送のデジタル化によって、放送電波にのせられた映像コンテンツだけを映し出す受像機ではなく、コンピュータ機能も備えた端末としても利用できる状況となっていた。またスマート端末により、映像コンテンツの受信・伝送を移動しながら行なえるメディア環境が米社会に整っていた。その背景にあるコンセプトはユビキタス（Ubiquitous）とコンバージェンス（Convergence）である。

いつでもどこでも、メディア・コンテンツにアクセスできること、そしてスマートフォンに象徴されるように、ひとつのデバイスを通じてさまざまなメディア・コンテンツおよび情報の受発信ができることを象徴したキーワードである。

(1) Comcast の NBC ユニバーサル買収：ケーブルが地上放送ネットワーク TV を初めて傘下に

地上デジタル放送への移行に際し、前述のコンセプトを具現化しようと先進的に取り組んでいたケーブルテレビ事業者最大手のコムキャスト社は、米ネットワークテレビ局 NBC ユニバーサルの合併・買収に着手し、2011年1月18日、米連邦通信委員会 FCC と司法省の審査の後、これが承認された（Comcast 2011）。

買収承認の時点で、コムキャストはケーブルテレビ業界最大手で2,300万の契約者を抱えており、地上放送テレビネットワーク局 NBC をはじめ、MSNBC などをはじめとする人気ケーブルチャンネルに加え、映画のユニバーサル・ピクチャーズ、テーマパーク事業も手がける世界最大級の複合メディア企業だった。これまで地上放送が基幹メディアとされてきた中で、そうでないケーブルテレビ事業者が地上放送ネットワーク局を取得する初の事例となった（柴田 2011）。

コムキャスト社の NBC ユニバーサル買収については、メディア横断的にこれほどまとまったメディア・パワーを得ることが許されるのか、また FCC が重視する公共の利益に関わる義務がどのように果

たされるのかが社会的な議論を引き起こし、引き続き注視されることとなった。

(2) オバマ政権とメディア所有規制の緩和

2008年に誕生したオバマ民主党政権では、共和党政権下で加速したメディア所有規制の緩和に歯止めがかかると期待された。しかし、米国内の経済活性化を視野に入れることも配慮してか、任期一期目の終盤あたりから状況がかわってきた。

オバマ政権で連邦通信委員会 FCC をリードしたゲナコウスキー（Julius Genachowski）委員長（民主党）は、2013年、共和党政権下で二度にわたり取り組まれたメディア所有規制緩和に続いて、三度目の規制緩和取り組みに乗り出した（金山 2013-a）

これに対し、連邦議会上院のサンダース（Bernard Sanders、2016年米大統領民主党予備選挙に出馬、バーモント州選出）上院議員は、ゲナコウスキー FCC が打ち出そうとした規制緩和政策は、米国内のメディア所有状況をさらに悪化させると反対の意思を示した。

サンダース上院議員は、1983年、米国メディアは50メディア企業により全体の90パーセントが支配されていたが、2013年の時点では、ゼネラル・エレクトリック社、ニュース社、ディズニー、パイアコム、タイム・ワーナー、そして CBS の6社で、同じく全体90パーセントが占められていると指摘している。ゲナコウスキー規制緩和案は、1企業が全米の上位20位までの放送市場において、①主要な新聞社ひとつ、②テレビ局2つ、③ラジオ局を8つまで、それに加えて④インターネットサービスまでも可能にするもので、地域コントロールの後退、多様な視点提供回路の減少、資本の多様性が損なわれることに懸念が示している（Sanders 2013）。

結果として、ゲナコウスキー FCC のメディア規制緩和案は、裁判所から差し戻しを受け、実現に至らず、2013年12月、FCC は提案を取り下げている（Selyukh 2013）。

1996年電気通信法が予感させた、さらなるメディ

ア所有規制の緩和については、15年以上を経ても、市民グループや連邦議会議員などの反対を受ける中で、進展しなかったのである。

(3) 米携帯電話事業者のスプリント・ネクステル買収の試み

日本の携帯電話事業者であるソフトバンクと米衛星放送事業者業界2位のディッシュ・ネットワーク(コロラド州メリディアン本社)との間で、米携帯電話業界1位のベライゾン、2位のAT&Tに続く業界3位のスプリントの買収合戦が展開された。

ディッシュ・ネットワークは、買収に名乗りをあげた時期(2012年第1四半期)の契約数が1409万2000だったが、衛星放送事業単体での伸びが頭打ちになっている状況を打開するため、地上の無線通信ネットワーク構築の許可申請も行い、衛星放送と地上の無線通信事業を結びつけた新たなビジネス展開を目指そうとしていた。しかし、2013年6月12日、スプリントは株主総会において、買収額201億ドルとしたソフトバンクの提案を受け入れた(金山 2013-b)。

ディッシュ・ネットワークが携帯電話事業者への買収に乗り出した背景には、衛星放送事業の伸びに閉塞感が漂うなかで、衛星放送、インターネット、電話、そして地上での移動体向けにコンテンツを伝送するという、放送・通信融合型の事業拡張意図があったとみられる。ディッシュ・ネットワークの試みは成就しなかったが、放送と通信分野を横断してサービスを提供することについて、企業変革が必要だとの意図が感じられる。

(4) 米携帯電話事業者のAT&Tによる衛星放送最大手ディレクTVの合併・買収

先のディッシュ・ネットワークによる携帯電話事業者のスプリント・ネクステルの買収合戦敗北でも指摘したが、インターネット、ワイヤレス・ブロードバンド通信などを総合したサービスが求められる中、衛星放送の多チャンネルによる平板なコンテン

ツサービスだけでは、いつでも、どこでも楽しみたいサービス利用者を引き留めることが難しい時代、つまり契約者ニーズが満たされない状況が生じてきた。

このようなメディア環境の中で力を増してきたのがワイヤレス・ブロードバンドを通じた多様なコンテンツ伝送サービスを提供する携帯電話事業者であり、それを代表するのが業界最大手のベライゾン、AT&T、そしてスプリント・ネクステルである。

その中、2014年5月、通信大手のAT&Tと衛星放送最大手のディレクTVの合併・買収計画が明らかになった。現金と株式による組み合わせ方式で最大500億ドル規模になるとされ、また両者の契約者数を合計すると2600万契約に達することが見込まれた(金山 2014)。

無線のブロードバンドネットワークのビジネス関連の急速な伸びが見られる中、マルチチャンネル・ビデオ(Multi-Channel Video = MCV)と呼ばれるコンテンツ伝送の新たな事業取り組みカテゴリーが確立するにつけ、地上放送、ケーブル、衛星そして通信事業者が最大限のパフォーマンスを引き出すためのパートナーを求めて合従連衡し、競い合う時代に突入してきたといえるだろう。米国のメディア競争環境は、全米をあげて取り組まれた地上デジタル放送への取り組み時期を経て、放送と通信の垣根を相互に取り払って大きく変化したと言える。

米連邦通信委員会FCCは、2015年7月24日、AT&TがディレクTVを485億ドルで買収する最終計画を承認した。2014年5月から1年以上をかけたFCC審査に加え、独占禁止法判断にかかわる司法省の判断もクリアした上での判断である(Moritz and Shields 2015; 金山 2015)。

これとは別に、2015年6月、米国携帯電話最大手のベライゾン社が大手インターネットサービス会社であるAOL(アメリカ・オンライン)を44億ドルで買収した(Rubin 2015)。

ベライゾンの傘下に入ったAOLは、携帯電話向けの動画コンテンツサービスおよびインターネット

広告事業を通じ、PC、テレビ、スマートフォンなどをターゲットとした複数画面によるマルチスクリーン視聴、または映像コンテンツへのアクセスを実現するネットワーク環境の実現に意欲的とみられる。特にインターネットのサービスプロバイダーとは関係なくネット上で大容量のデータサービスを展開する OTT (over the top) サービス戦略を強化・加速させる戦略が透けて見えることから、ディレク TV を傘下におさめた AT&T は、同じ業界大手のベライゾンによる OTT 戦略への対応も迫られるとみられた（金山 2015）。

まとめ

2009年6月12日、米国の地上デジタルテレビ放送への移行が完了した。1996年電気通信法に書き込まれた次世代テレビへの取り組みは、放送をデジタル化することにより、放送、ケーブル、衛星放送、そして通信事業との間で、相互に連携する素地を整えることにつながったと考えられる。そのような中で、新たなメディア合併・買収が進展し、ブロードバンド環境を通じ、いつでも、どこでも映像コンテンツにアクセスできるサービスが台頭し、またこれまでのメディア産業界を縦割りで捉えて規制・監理してきた米連邦通信委員会 FCC も、あらたな視点で融合された放送・通信ビジネスの政策を考えるようになった。

このような中、必然的に、メディア合併・買収のパターンは変化してきた。資本の集中統合により経営効率をあげるだけの旧来型の考えを脱し、それぞれのメディア領域だけでは対処しきれない部分、例えば通信事業者では対応できないコンテンツ制作およびプログラミング戦略などを放送やケーブル事業者、さらに通信事業者を巻き込んだ合併・買収により補完するなど、より高度な水平統合型の戦略を加速させる傾向が顕著になったと言えるだろう。

おわりに

本稿では、米国のメディア競争環境変化とメディア合併・買収の流れがどのような変遷をたどったのか、1980年代に打ち出された規制緩和の流れとメディア合併・買収について、また1980年代の規制緩和を一層加速させる契機とされた1996年電気通信法がメディア合併・買収に与えたインパクトとその周辺状況について、さらに放送と通信の融合・連携を米社会に浸透させる大きなきっかけとなった、地上波テレビ放送のデジタル化の取り組みとの関連で、メディア合併・買収環境がどのように変容したとみられるかについて考えた。

1996年電気通信法が、思い切った規制緩和を打ち出し、また定期的な規制緩和状況チェックを打ち出したことは、規制緩和に対するカウンター・パワーとしての批判や反論の機会も整えたことになる。それ以降20年が経過するが、1996年電気通信法の見直しによる、大幅な規制緩和の動きは起きていない。

その背景には、1996年電気通信法の第202条（h）が、独立行政機関である米連邦通信委員会 FCC に対し、米国のメディア環境変化もにらみながらウォッチする市民グループなどからの申し立てや連邦議会の議員から FCC 委員長に意見書簡が送られるなどの動きがあるとみられる。

例えば、連邦議会では、サンダース上院議員をはじめとする議員グループが、現在のメディア環境において、これ以上の規制緩和よりも、従来からの規制枠組みを維持すべきとの書簡が FCC に送られた事例などがある（Tech Law Journal 2012）。

オバマ政権下で、米連邦通信委員会 FCC はゲナコウスキー委員長時代にもメディア所有規制の緩和を打ち出したものの撤退することがあった。その後、2013年11月に委員長を引き継いだウィーラー（Thomas Wheeler）FCC 委員長（民主党）は、マルチチャンネル・ビデオ・プログラミング・ディストリビューター（Multichannel Video Programming

Distributor = MVPD) という概念定義により、インターネットをプラットフォームにしたテレビ番組の配信を MVPD に加えるとする、緩和政策を打ち出した。MVPD は、有料視聴課金によるサービスで、ケーブルテレビ、衛星放送、それに電話事業者に限られる。

ウィーラー委員長は、オンライン配信の新たな事業者に有料課金の道を開こうとしている。インターネットによる自由なテレビ視聴が果たして実現されるかについては、特にケーブル業界が懸念、反発の意思を表明しており、ウィーラー委員長の思いとは裏腹に、現在のところ様子見の状態が続いている (Wheeler 2016; Eggerton 2015)。

以上のような状況にもかかわらず、依然として大型のメディア企業合併・買収が発生している。マス・メディア業界内のメディア所有規制は、連邦議会の一部、および市民グループからの反発が強く、政策としては大きな変更がしにくい状況がある。他方、テレコミュニケーション (電気通信) 分野の中で、メディアに関して主要な位置を占めてきた放送事業者ではない、通信事業者 (AT&T) やケーブルテレビ事業者 (Comcast) が主体となった大規模な合併・買収がこの数年の間に起きている。

これは、1996年電気通信法に地上テレビ放送のデジタル化が組み込まれ、これによりテレビとコンピュータとの間の相互互換性が出てきたことが大きく作用しているとみられる。またこの機会に通信事業の周縁にあったコンピュータ業界を表舞台に登場させたことも影響しただろう。2016年段階で、合併・買収のチャンピオンとなったのは、ケーブル業界をベースとして合併・買収を続けてきたコムキャスト、そして同じく米国内最大の衛星放送事業者ディレクTVを傘下に収めた通信大手の AT&T であり、そこに放送事業者は入っていない。

2016年10月21日、米通信大手 AT&T が米メディア大手タイム・ワーナーを854億ドルで買収することで合意したと報じられた (Merced 2016)。2001年に、新興のインターネット企業だった AOL がタイ

ム・ワーナーを買収したが、15年を経て再び、タイム・ワーナーが巨大メディア買収案件の中心的な存在として脚光を浴びている。

2016年大統領選挙の結果、通信大手の AT&T とタイム・ワーナーの合併案件が成立するかどうかを左右する要素が出てきた。2016年11月8日に投票が行われた、米大統領選挙で勝利した共和党のトランプ (Donald John Trump) 次期大統領が、選挙戦最中の2016年10月、AT&T によるタイム・ワーナー買収には反対するとの意思を表明していたのである (Barts and Oran 2016)。

2017年1月、トランプ氏が大統領に就任すれば、現在の米連邦通信委員会 FCC ウィーラー委員長 (民主党) は辞任するとみられ、その後任委員長 (共和党) をトランプ次期大統領が指名することとなる。クリントン政権以後、ブッシュ大統領、オバマ大統領と、民主、共和、民主の流れで政権交替してもメディア規制緩和に向けた取り組みは基本的に変わらなかったが、トランプ大統領就任により規制強化も含めた変化が見られる可能性も漂っている。それだけに、2017年1月以降のトランプ政権下での米連邦通信委員会 FCC による、メディア所有規制や大規模メディア合併・買収にかかわる政策の打ち出しが注目される。

本稿では、メディア競争環境変化についても、またメディア合併・買収のトレンドについても、個別に踏み込んで詳細を検討し、考察するというアプローチはとっておらず、これまでの1996年電気通信法制定から20年余りにわたるメディア競争環境とメディア合併・買収、そしてそれを取り巻くメディア社会環境との関係性を紡ぎあわせることに重点を置いた。

全体を通してみると、米国のメディアはひたすら自由競争とさらなる規制緩和を求め、より大きくなり、より効率化をあげることに邁進してきたと考えられる。規制緩和のムードが高まるごとに、合併・買収金額の規模も大きくなっている。しかし、それ以上に重要になってきたのが、デジタル化されたメ

ディア環境の中で、どれだけ潤沢なコンテンツを持ち、どれだけ多くのメディア消費者に対し、調達したコンテンツを効率的に届けるかという点である。

インターネット環境が、固定されたコンピュータと個人との関係を超えて、移動しながら、いつでも、どこでも大容量のデータを送受信できる環境へと変わった現代社会では、特に、これまで基幹的な役割を果たし、また既存のマス・メディア事業者として脚光を浴びてきた放送事業者が、1960年代のマス・メディア黄金時代のように安住できる場所はなくなってきている。電気通信事業者は、大きく変化するメディア競争環境にどのように対処するか、またメディア・メッセージの受け手に対し、どのようなコンテンツを、どのようなチャンネルを通じて届けば訴求できるのか。メディア資本の大規模な集中を旨とするメディア合併・買収だけがその答えなのか。1996年電気通信法との関連で「公共の利益」を念頭に置きながら、言論の多様性確保にも目配りされたメディア事業展開が望まれている。大手メディア企業に対する米国民の目が厳しさを増す中、大手資本の論理だけに左右されない、国民の福祉と利益に資するメディア企業として、公共の利益義務をどう果たすかが問われている。

米国メディア産業界は、メガ・メディア合併・買収に対する、新たな局面が見込まれる変革期にきており、2017年以降は、これまでも増して、Aufderheide（1999）が取り組んだような公共の利益にかかわる分析・研究が望まれる。

参考文献

Advisory Committee on Public Interest Obligations of Digital Broadcasters=ACPIODB (1999) The Origins and Future Prospects on Digital Television (Benton Foundation, 1999.01.19) (<http://govinfo.library.unt.edu/piac/report/sec1.html>)

Ahrens, F. (2003) Compromise puts TV Ownership Cap at 39 % (The Washington Post, 2003.11.25) (<https://www.washingtonpost.com/archive/politics/2003/11/25/compromise-puts-tv-ownership>

cap-at-39/c1fdef7e-5acf-4be9-a618-e484d323d26d/)

浅井澄子（1997）「1996年電気通信法の概要と意義」（郵政省郵政研究所編『1996年米国電気通信法の解説』商事法務研究会、所収）

Aufderheide, P. A. (1999) *Communications Policy and the Public Interest: The Telecommunications Act of 1996*, Guilford Press

Barnouw, E. (1990) *Tube of Plenty: The Evolution of American Television*, Oxford University Press

Barron, J. A. (1973=1978) *Freedom of the Press for Whom?* Indiana University Press. (清水英夫・堀部政男・奥田剣志郎・島崎文彰訳『アクセス権—誰のための自由か—』日本評論社)

Barts, D., and Oran, O. (2016) Trump Victory Clouds Outlook for Time Warner-AT&T, Other Mergers (Reuters, 2016.11.09) (<http://www.reuters.com/article/us-time-warner-m-a-at-t-trump-idUSKBN134293>)

Bagdikian, B. H. (1992) *The Media Monopoly (Fourth Edition)*, Beacon Press Books

Campbell, R., Martin, C.R., and Fabos, B. (2006) *Media & Culture (Fifth Edition)*, Bedford/St. Martin's

Chomsky, N. (1997) *Media Control: The Spectacular Achievements of Propaganda*, Seven Stories Press

Comcast (2001) AT&T Broadband to Merge with Comcast Corporation in \$72 Billion Transaction (Comcast News-Information, 2001.12.19) (<http://corporate.comcast.com/news-information/news-feed/att-broadband-to-merge-with-comcast-corporation-in-72-billion-transaction>)

Comcast (2011) Comcast and GE Receive Regulatory Clearance for NBC Universal Transaction (Comcast News-Information, 2011.1.18) (<http://corporate.comcast.com/images/Comcast-GE-Regulatory-Clearance-FINAL-11811.pdf>)

Croteau, D., and Hoynes, W. (2001) *The Business of Media: Corporate Media and the Public Interest*, Pine Forge Press

Eggerton, J. FCC's Wheeler: MVPD Redefinition Still on 'Pause' (Multichannel, 2015.12.17) (<http://www.multichannel.com/news/fcc/fccs-wheeler>

- mvpd-redefinition-still-pause/396075)
- Kahn, F. J. (1973) *Documents of American Broadcasting (Second Edition)*, Prentice-Hall
- 金山勉 (1998) 「地上波デジタル化に取り組む米ローカル局」『新・調査情報』, 422
- (2002-a) 「米, ラジオ業界寡占化進む: 規制緩和機にガリバー出現」『新聞通信調査会報』, 479
- (2002-b) 「米メディア界大変革の予兆」『新聞通信調査会報』, 473
- (2002-c) 「ネット主導ビジネス伸びず: AOL・TW 社が路線変更」『新聞通信調査会報』, 478
- (2002-d) 「2002年米 NAB 大会総括—デジタル化の葛藤 他山の石に」『月刊 民放』, 372
- (2003-a) 「米メディア所有規制の緩和をめぐって」『月刊 民放』, 386
- (2003-b) 「ATW のケース会長引退へ: オンライン業績悪化の一途」『新聞通信調査会報』, 484
- (2006) 「米国の電波行政とデジタルへの移行: アナログ移行で政府の巨額収入」『世界週報』, Vol.87, No.12
- (2013-a) 「所有規制緩和と実現するか」, 『月刊 民放』, 500
- (2013-b) 「ソフトバンクとディッシュの攻防」, 『月刊 民放』, 504
- (2014) 「衛星・通信のメガ合併なるか」, 『月刊 民放』, 516
- (2015) 「AT&T とディレク TV の合併が進めるもの」, 『月刊 民放』, 531
- 金山勉・金山智子 (2003) 「デジタル時代のスポーツオンライン戦略—米スポーツメディア企業の事例研究—」(日本スポーツ産業学会『スポーツ産業学研究』 Vol. 13, No.1, 所収)
- カトウ トーマス (1997) 「1996年電気通信法の概要と意義」(郵政省郵政研究所編『1996年米国電気通信法の解説』 商事法務研究会, 所収)
- McChesney, R. W. (1997) *Corporate Media and the Threat to Democracy*, Seven Stories Press
- Merced, M. J. de la (2016) AT&T Agrees to Buy Time Warner for \$85.4 Billion (New York Times, 2016.10.22.) (http://www.nytimes.com/2016/10/23/business/dealbook/att-agrees-to-buy-time-warner-for-more-than-80-billion.html?rref=collection%2Fbyline%2Fmichael-j.-de-la-merced&action=click&contentCollection=undefined®ion=stream&module=stream_unit&version=latest&contentPlacement=10&pgtype=collection)
- Moritz, S. and Shields, T. (2015) AT&T Completes \$48.5 Billion DirecTV Buy with FCC Approval (Bloomberg Technology, 2015.07.24) (<https://www.bloomberg.com/news/articles/2015-07-24/at-t-twins-conditional-fcc-approval-for-48-5-billion-directv-buy>)
- 村上聖一 (2012) 「規格統一で揺れ続けたハイビジョン開発」(NHK 放送文化研究所『放送研究と調査』 2012年4月, 所収)
- Negroponte, N. (1995) *Being Digital*, Alfred A. Knopf
- NHK 放送技術研究所 (2010) 「グローバル化 ベルリンの壁・湾岸戦争」『テレビは進化する: 日本放送技術発達小史』 (<https://www.nhk.or.jp/str/aboutstr/evolution-of-tv/p20.html>)
- 岡野秀行 (1997) 「はじめに」(郵政省郵政研究所編『1996年米国電気通信法の解説』 商事法務研究会, 所収)
- Peters G., and Wooley J.T. (1996) Statement on Signing the Telecommunications Act of 1996 (The American Presidency Project, 1996.02.08) (<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=52289>)
- Pool, I de S. (1990) *Technologies without Boundaries: Telecommunications in a Global Age*, Harvard University Press
- Rubin B. F. (2015) Verizon Completes its \$4.4 Billion Purchase of AOL (CNET, 2015.06.23) (<https://www.cnet.com/news/verizon-closes-4-4-billion-deal-for-aol/>)
- Sanders, B. (2013) Bad Rule, Bad Tactics from the FCC (Boston Globe, 2013.01.15) (<https://www.bostonglobe.com/editorial/2013/01/05/bad-rule-bad-tactics-from-fcc/VVFSPjFNcqr3ZiLtthAgkN/story.html>)
- 佐々木秀智 (2014) 「米国の電子メディア規制の基本理念と地域レベルの放送局所有規制」『総務省情報通信政策レビュー』, 9
- Selyukh, A. (2013) FCC Withdraws Proposal to Relax

- Media Ownerships Rules (Reuters, 2013.12.17) (<http://www.reuters.com/article/us-usa-fcc-media-ownership-idUSBRE9BG15R20131217>)
- 柴田厚（2011）「FCC，コムキャストのNBCU 買収を承認国」（NHK 放送文化研究所『放送研究と調査』2011年3月，所収）
- Sutel, S. (2000) AOL Buys Time Warner for \$162 billion (ABC News, 2000.01.10) (<http://abcnews.go.com/Business/Decade/aol-buys-time-warner-162-billion/story?id=9279138>)
- Tech Law Journal (2012) Sen. Sanders and Others Urge FCC to Continue Ancient Newspaper Broadcast Cross Ownership Rule (TLJ Daily E-Mail Alert, 2012.12.06) (<http://www.techlawjournal.com/topstories/2012/20121203.asp>)
- Wheeler, T. (2016) An Update on Our Review of Good Faith Retransmission Consent Negotiation Rules (FCC Blog, 2016.07.14) (<https://www.fcc.gov/news-events/blog/2016/07/14/update-our-review-good-faith-retransmission-consent-negotiation-rules>)

Changing Competitive Media Environment in the U.S.
and Related Mega Media Mergers :
Impacts of the 1980s Deregulation Policy, Telecommunications Act of 1996,
and DTV Transition

KANAYAMA Tsutomuⁱ

Abstract : This article studies the dramatically changing U.S media environment by focusing on some mega-sized media mergers from the viewpoints of communication policy, communication and technology, and the relationship between media and society. The deregulation policy under the Reagan administration affected the U.S. media industry directly, and yet a level-playing-field philosophy encouraged and pushed media industry players to realize mega-sized mergers and acquisitions. Under these circumstances it seems that the impact of digital technology played a big role, and yet the revision of the Communication Act of 1934, reshaped as the Telecommunications Act of 1996, accelerated mega-sized mergers and acquisitions even further with strong incentives for media industry players. Conventional or legacy media including broadcasting, cable, and satellite broadcasting as well as telecommunications formerly tended to carry out mergers and acquisitions in many cases as vertical integration, before the Telecommunications Act of 1996. However, after the Act became effective, the communication industry including wired, wireless, and broadband service players together with conventional media players such as terrestrial television and radio broadcasters, cable service providers, satellite service providers and content providers went beyond their own borders to realize vertical integration-type mergers. This study discusses in particular three main aspects of such mergers, based on the U.S. deregulation policy period in the 1980s, the time before and after enactment of the Telecommunications Act of 1996, and the period of transition in U.S. digital terrestrial television (DTV) from analog to digital.

Keywords : The United States, media, digital, communications, broadcasting, mergers and acquisitions, deregulation, federal communications commission

ⁱ Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University